

委託契約書に必要な記載事項及び添付書面

1 必要な記載事項

- ◆ 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ◆ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- ◆ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
- ◆ 産業廃棄物の処分を委託するときは、当該産業廃棄物にかかる最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
- ◆ 委託契約の有効期間
- ◆ 委託者が受託者に支払う料金 ……など

標準的な委託契約書は、(社)全国産業廃棄物連合会のホームページからダウンロードできます（<http://www.zensanpairen.or.jp>）。



2 必要な添付書類

○ 産業廃棄物の運搬に係る委託契約書の場合

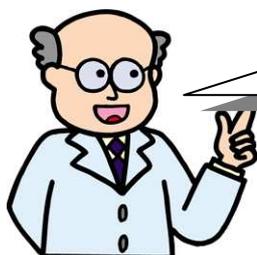
産業廃棄物収集運搬業許可証写し 等

（受託者が他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面）

○ 産業廃棄物の処分又は再生に係る委託契約書の場合

産業廃棄物処分業許可証写し 等

（受託者が他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面）



三者契約は認められていませんので、必ず、収集運搬業者と処分業者とは、別に契約してください。但し、収集運搬業者と処分業者が同一業者の場合は契約できます。

